

# 令和5年度活動報告書



# 目 次

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 第1章 | はじめに                  | 1  |
| 第2章 | 水道企業団の概要              | 2  |
| 1   | 事業概要                  | 2  |
| 2   | 沿革                    | 4  |
| 3   | 基本理念                  | 5  |
| 4   | 広島県水道広域連合企業団広域計画      | 5  |
| 第3章 | 取組内容（令和5年度・令和6年上半期まで） | 7  |
| 1   | 上質なサービスの提供            | 7  |
| 2   | 施設・維持管理の最適化           | 9  |
| 3   | 組織・管理体制の強化            | 15 |
| 第4章 | 財務                    | 17 |
| 1   | 水道事業                  | 17 |
| 2   | 工業用水道事業               | 18 |
| 第5章 | 組織・ガバナンス              | 19 |
| 1   | 組織                    | 19 |
| 2   | 議会                    | 19 |
| 3   | 企業長・副企業長              | 20 |
| 4   | 監査委員                  | 21 |
| 5   | 選挙管理委員会               | 22 |
| 6   | 市町長会議                 | 22 |
| ■   | 参考資料                  | 23 |
| 1   | 財政収支                  | 23 |
| 2   | 経営評価                  | 32 |
| 3   | 市町水道事業の概況             | 34 |
| 4   | 用語解説                  | 35 |

---

## 第1章 はじめに

---

広島県水道広域連合企業団（企業長：湯崎英彦広島県知事、以下「水道企業団」という。）は、広島県内で水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業を経営しています。

これらの事業は、代替性のない地域独占的な事業であり、水道利用者は他のサービスを選択することができないという特徴を持っています。また、料金収入によって必要経費を賄う独立採算での経営を原則としています。

このため水道企業団では、水道企業団の経営や取組に対し、水道利用者の皆様が正しく理解し、その妥当性や必要性を判断いただけるよう説明責任を果たすことが重要と考え、その一環として、今年度から活動報告書を作成することとしました。

本報告書は、

- ・ 水道企業団の基本理念や目指す方向性
- ・ 経営指針である広島県水道広域連合企業団広域計画に基づく取組状況（令和5年4月から令和6年9月まで）
- ・ 令和5年度決算

などの情報を取りまとめています。

本報告書が、水道企業団に対する皆様の理解の促進にお役に立てれば幸いです。

## 第2章 水道企業団の概要

※数値は、令和6年3月31日現在

### 1 事業概要

#### (1) 市町水道事業

竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町の14市町において、568千人に対し、1日平均192千 $\text{m}^3$ の水道水を供給しました。

| 給水人口  | 面積                  | 施設    |                   | 1日平均給水量           | 月額料金/<br>20 $\text{m}^3$ |
|-------|---------------------|-------|-------------------|-------------------|--------------------------|
|       |                     | 浄水場   | 管路延長              |                   |                          |
| 568千人 | 5,956 $\text{km}^2$ | 159か所 | 7,073 $\text{km}$ | 192千 $\text{m}^3$ | 3,036円<br>～ 5,049円       |

#### (2) 水道用水供給事業

自己水源の確保が困難な広島市、呉市、尾道市、福山市、大竹市、海田町、愛媛県今治市及び愛媛県上島町と、水道企業団内の7事業（竹原市、三原市、東広島市、廿日市市、江田島市、熊野町及び大崎上島町水道事業）に対し、1日平均223千 $\text{m}^3$ の水道水を供給しました。

| 給水先            | 施設  |                 | 1日平均給水量           |
|----------------|-----|-----------------|-------------------|
|                | 浄水場 | 管路延長            |                   |
| 6市2町、水道企業団内7事業 | 7か所 | 361 $\text{km}$ | 223千 $\text{m}^3$ |

#### (3) 工業用水道事業

沿岸部の33事業所に、1日平均169千 $\text{m}^3$ の工業用水を供給しました。

| 給水先   | 施設  |                 | 1日平均配水量           |
|-------|-----|-----------------|-------------------|
|       | 浄水場 | 管路延長            |                   |
| 33事業所 | 4か所 | 167 $\text{km}$ | 169千 $\text{m}^3$ |

#### 【水道企業団が経営する事業】



## 【参考】各事業の概要

| 区分                       |      | 竹原市水道事業               | 三原市水道事業               | 府中市水道事業              | 三次市水道事業               |
|--------------------------|------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| 給水区域<br>(給水人口)           |      | 竹原市<br>(22,788 人)     | 三原市<br>(79,032 人)     | 府中市<br>(27,852 人)    | 三次市<br>(42,108 人)     |
| 1日平均給水量                  |      | 13,721 m <sup>3</sup> | 28,041 m <sup>3</sup> | 7,904 m <sup>3</sup> | 15,989 m <sup>3</sup> |
| 施設                       | 主な水源 | 用水供給、井戸等              | 沼田川、用水供給、<br>井戸等      | 芦田川、<br>井戸等          | 馬洗川、井戸等               |
|                          | 浄水場  | 5か所                   | 7か所                   | 6か所                  | 29 か所                 |
|                          | 管路延長 | 284km                 | 925km                 | 257km                | 938km                 |
| 月額料金(20 m <sup>3</sup> ) |      | 3,036 円               | 3,993 円               | 4,526 円              | 4,708 円               |

| 区分                       |      | 庄原市水道事業              | 東広島市水道事業              | 廿日市市水道事業              | 安芸高田市<br>水道事業        |
|--------------------------|------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 給水区域<br>(給水人口)           |      | 庄原市<br>(24,630 人)    | 東広島市<br>(170,780 人)   | 廿日市市<br>(111,064 人)   | 安芸高田市<br>(20,121 人)  |
| 1日平均給水量                  |      | 8,467 m <sup>3</sup> | 50,473 m <sup>3</sup> | 36,355 m <sup>3</sup> | 6,937 m <sup>3</sup> |
| 施設                       | 主な水源 | 西城川、井戸等              | 松子山貯水池、<br>松板川、用水供給等  | 永慶寺川、<br>用水供給、井戸等     | 江の川、井戸等              |
|                          | 浄水場  | 12 か所                | 10 か所                 | 9か所                   | 29 か所                |
|                          | 管路延長 | 559km                | 1,367km               | 753km                 | 559km                |
| 月額料金(20 m <sup>3</sup> ) |      | 3,790 円              | 3,840 円               | 3,277 円               | 4,048 円              |

| 区分                       |      | 江田島市水道事業             | 熊野町水道事業              | 北広島町水道事業             | 大崎上島町<br>水道事業        |
|--------------------------|------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 給水区域<br>(給水人口)           |      | 江田島市<br>(20,267 人)   | 熊野町<br>(21,436 人)    | 北広島町<br>(8,636 人)    | 大崎上島町<br>(6,714 人)   |
| 1日平均給水量                  |      | 7,046 m <sup>3</sup> | 5,322 m <sup>3</sup> | 4,541 m <sup>3</sup> | 3,281 m <sup>3</sup> |
| 施設                       | 主な水源 | 太田川、三高ダム、<br>用水供給等   | 用水供給                 | 江の川、井戸等              | 用水供給                 |
|                          | 浄水場  | 3か所                  | 1か所                  | 17 か所                | —                    |
|                          | 管路延長 | 295km                | 153km                | 320km                | 163km                |
| 月額料金(20 m <sup>3</sup> ) |      | 5,049 円              | 4,753 円              | 3,481 円              | 4,345 円              |

| 区分                       |      | 世羅町水道事業              | 神石高原町<br>簡易水道事業      | 水道用水供給事業               | 工業用水道事業                |
|--------------------------|------|----------------------|----------------------|------------------------|------------------------|
| 給水区域<br>(給水人口)           |      | 世羅町<br>(8,876 人)     | 神石高原町<br>(3,921 人)   | 11 市6町                 | 33 事業所                 |
| 1日平均給水量                  |      | 2,683 m <sup>3</sup> | 1,279 m <sup>3</sup> | 223,228 m <sup>3</sup> | 168,844 m <sup>3</sup> |
| 施設                       | 主な水源 | 目谷ダム、<br>山田川、井戸等     | 安田川、仙養ダム、<br>井戸等     | 太田川、<br>八幡川、沼田川等       | 太田川、<br>沼田川等           |
|                          | 浄水場  | 11 か所                | 20 か所                | 7か所                    | 4か所                    |
|                          | 管路延長 | 278km                | 222km                | 361km                  | 167km                  |
| 月額料金(20 m <sup>3</sup> ) |      | 3,520 円              | 4,220 円              | —                      | —                      |

## 2 沿革

水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う給水収益の減少や老朽施設の増加による更新費用の増大など、年々厳しさを増しており、これらの課題に対処し、将来にわたって水道サービスを持続していくためには、経営基盤の強化が不可欠です。

水道企業団は、このような認識の下、スケールメリットによる経営基盤の強化を目的に、広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町の15団体（以下「構成団体」という。）が、令和4年11月に設立した広域連合（特別地方公共団体）で、令和5年4月1日に県から水道用水供給事業と工業用水道事業を、14市町から水道事業を承継し、水道サービスの提供を開始しました。

| 年月       | 沿革                                                                                                                                     |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成28年10月 | ・広島県が、水道事業の広域連携の検討を開始                                                                                                                  |
| 平成30年1月  | ・県において「広島県水道広域連携案」を策定<br>〔広域連携の効果が最も期待できる事業統合を全県で目指すことを基本に、市町と県による協議組織を設置し、検討に着手することが必要〕                                               |
| 平成30年4月  | ・県と水道事業を経営する21市町で「広島県水道広域連携協議会」（以下「広域連携協議会」という。）を設置                                                                                    |
| 令和2年6月   | ・広域連携協議会での意見を踏まえ、県において「広島県水道広域連携推進方針」を策定<br>〔・広域連携の基本的な枠組として、県と市町で企業団を設立し、企業団に県内水道事業の経営組織を統合することが適当<br>・事情により統合に参画できない市町は、統合以外の連携も選択可〕 |
| 令和3年4月   | ・県と統合に賛同した市町で、「広島県における水道事業の統合に関する基本協定」を締結<br>・知事と市町長で構成する「広島県水道企業団設立準備協議会」（以下「準備協議会」という。）を設置                                           |
| 令和4年7月   | ・準備協議会において、水道企業団の基本理念や組織、業務運営、施設整備、財政運営などを取りまとめた「広島県水道企業団事業計画」を策定                                                                      |
| 令和4年9月   | ・県と14市町の9月議会で水道企業団の設立議案が可決                                                                                                             |
| 令和4年11月  | ・総務大臣から水道企業団の設置が許可（18日）                                                                                                                |
| 令和4年12月  | ・企業長に湯崎知事が選出<br>・構成団体の議会で、水道企業団議員が選出                                                                                                   |
| 令和5年1月   | ・水道企業団議会（令和5年1月臨時会）の開会                                                                                                                 |
| 令和5年3月   | ・水道企業団議会（令和5年3月臨時会）の開会<br>・厚生労働大臣及び知事から企業長に対し、14水道事業及び水道用水供給事業の創設認可<br>・企業長から経済産業大臣に対し、工業用水道事業の開始届を提出                                  |
| 令和5年4月   | ・県企業局、14市町の水道事業が廃止<br>・水道企業団が、県と14市町から14水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業を承継し、水道企業団による事業運営が開始（1日）                                                 |

### 3 基本理念

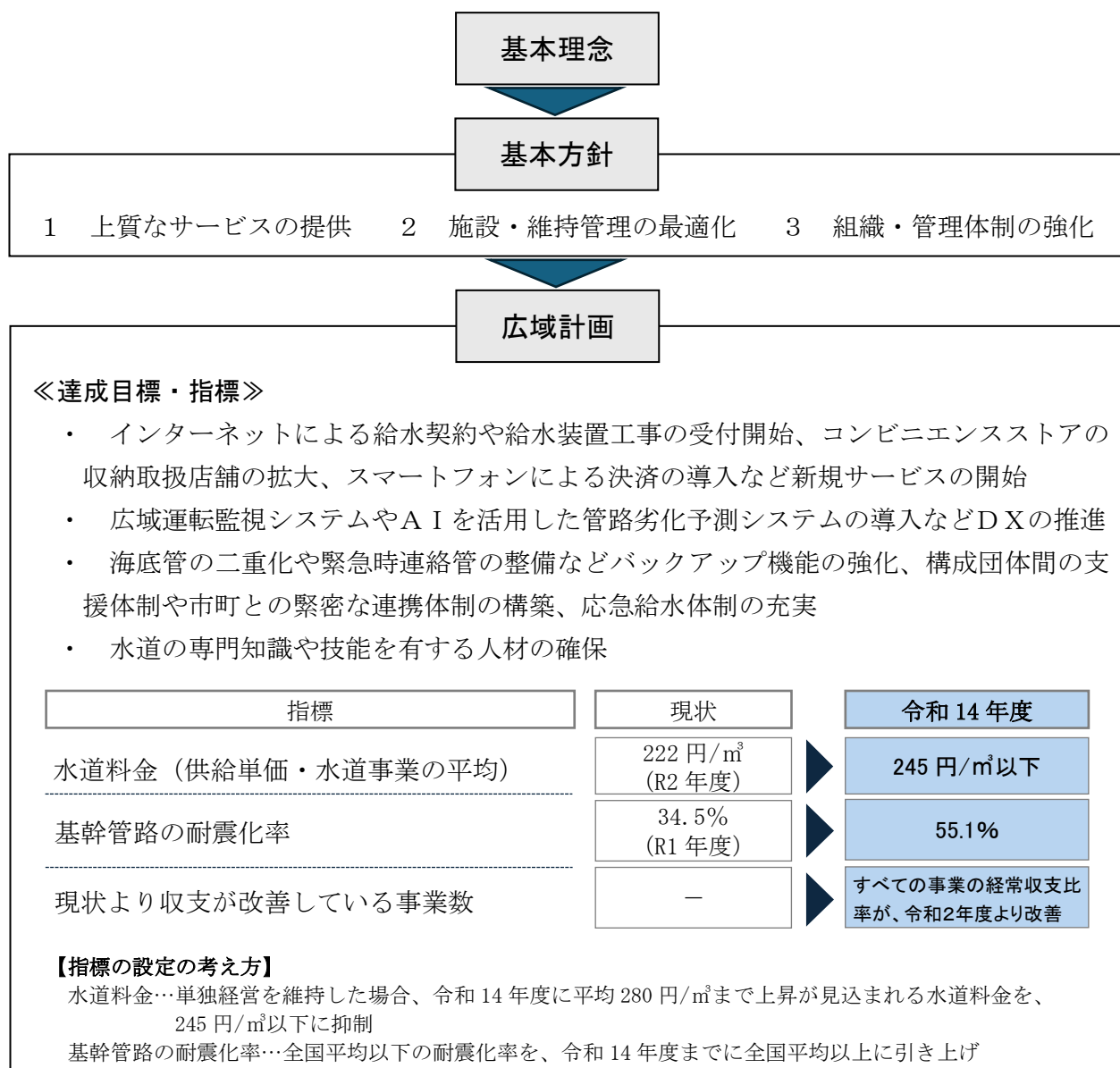
- 水道企業団は、多様な背景を持つ市町と県が統合し、相乗効果を発揮するとともに、環境の変化に的確に対応しながら、安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムを構築することで、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与する。
- 水道企業団は、水道変革のフロントランナーとして、ノウハウや技術力を活用し、国内外の水道の発展に貢献する。

### 4 広島県水道広域連合企業団広域計画

広島県水道広域連合企業団広域計画（以下「広域計画」という。）は、水道企業団が目指すべき将来像とその実現に向けた各種施策の方向性や施設整備計画を示すものです。

基本理念の実現に向けて、水道企業団を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、3つの方針に沿って取組を進めています。

#### ～ 基本理念と広域計画の関係 ～



広域計画における達成状況（令和５年度末時点）

| 達成指標                                     | 目標<br>(R14年度)        | R4年度    | R5年度    | 備考                                |
|------------------------------------------|----------------------|---------|---------|-----------------------------------|
| 水道料金<br>全水道事業の供給単価<br>(給水収益÷有収水量)<br>の平均 | 245 円/㎥以下            | 220 円/㎥ | 225 円/㎥ | 一部の事業で減免措置の終了や料金改定を行ったことで、供給単価が上昇 |
| 基幹管路の耐震化率                                | 55.1%                | 32.5%   | 34.4%   |                                   |
| 現状より収支が改善している事業数                         | 全事業の経常収支比率が、R2年度より改善 | 4/16 事業 | 5/16 事業 |                                   |



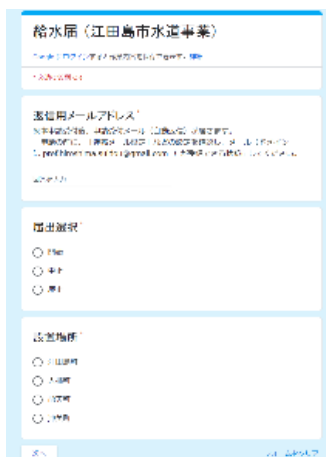
## 第3章 取組内容（令和5年度・令和6年上半期まで）

### 1 上質なサービスの提供

#### (1) 住民サービスの向上

水道企業団では、届出や申請等をスマートフォン等で完結できるオンライン化に取り組んでおり、令和5年度は、水道の使用開始や使用中止の届出をホームページ上で24時間365日、申請できるようにしました。

また、漏水の早期発見や検針業務の効果が期待できるスマートメーター<sup>1</sup>の実証実験を三次市君田町で開始するなど、デジタルを活用した住民の利便性向上にも取り組んでいます。



▲オンライン申請画面



▲スマートメーター

#### (2) 各種手数料の統一の推進

水道企業団では、事務所ごとに異なっている業務基準や帳票などを統一・標準化して効率化を図り、各種手数料をできる限り安価に揃えることで住民サービスの向上を目指しています。この取組の始めとして、令和5年度は、給水装置工事を行う指定給水装置工事事業者<sup>2</sup>の指定及び更新手数料を10,000円に統一しました。

統一前

| 市町                                                    | 手数料（1件あたり） |         |
|-------------------------------------------------------|------------|---------|
|                                                       | 指定         | 更新      |
| 竹原市、三原市、府中市、三次市、<br>庄原市、東広島市、安芸高田市、<br>江田島市、大崎上島町、世羅町 | 10,000円    | 10,000円 |
| 廿日市市                                                  | 20,000円    | 10,000円 |
| 熊野町                                                   | 10,000円    | 4,000円  |
| 北広島町                                                  | 15,000円    | —       |
| 神石高原町                                                 | —          | —       |

統一後

| 手数料（1件あたり） |         |
|------------|---------|
| 指定         | 更新      |
| 10,000円    | 10,000円 |

### (3) 安全・安心・おいしい水の提供

水質を良好に保つため、河川などの水源、浄水場での浄水処理、蛇口に至るまでの各段階で、監視装置や水質検査により水質を監視し、異常時には原因調査の上、是正措置を講じるなど、水質管理に万全を期しています。

中でも人体への悪影響が懸念される有機フッ素化合物（PFAS）<sup>3</sup>については、令和5年度から稼働中の全浄水場（146 浄水場）で検査を定期的を開始しており、安全性の確認を行っています。



▲水質検査の様子

#### 令和6年度優良地方公営企業総務大臣表彰受賞

令和6年8月、他の地方公営企業の模範となる取組を行っている地方公営企業として、広島県内初となる「令和6年度優良地方公営企業総務大臣表彰」を受賞しました。

優良地方公営企業総務大臣表彰とは、経営の健全性が確保されており、かつ、他の地方公営企業の模範となる取組を行っている地方公営企業が対象となる表彰制度です。

##### 【評価されたポイント】

- ・ 6年半という短期間で、県と14市町の水道事業等の経営統合を実現していること。
- ・ 広域運転監視システムの導入やAIによる薬品注入の自動化などのDXの取組の実施、旧事業体の枠を越えた横展開が容易になること。



▲伊達副企業長（左）  
総務省：船橋政務官（右）



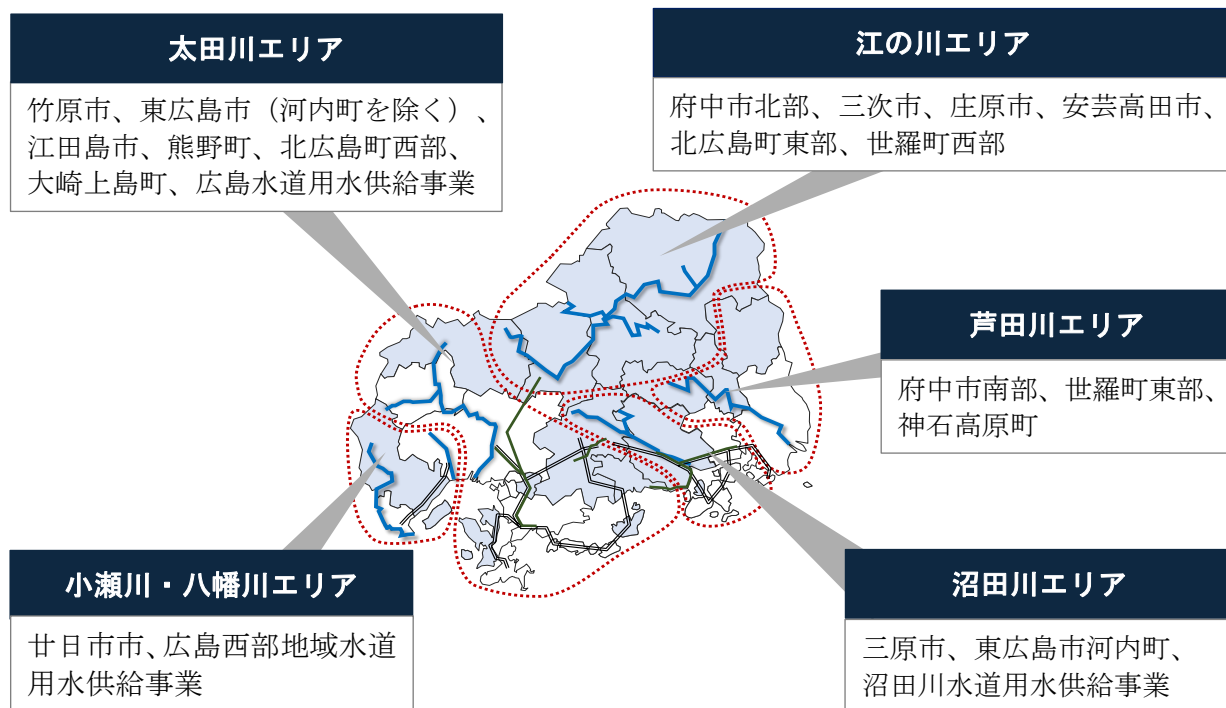
▲伊達副企業長（左下）、その他受賞企業：赤の胸花、  
総務省：白の胸花

## 2 施設・維持管理の最適化

### (1) 施設の再編整備・危機管理対策

河川流域を基本に設定した5つのエリアごとに、将来の水需要の減少を見据え、施設の再編整備や基幹管路<sup>4</sup>の耐震化などの危機管理対策を実施しています。

令和5年度は、建設工事や設計コンサルタント等業務を303件発注し、このうち219件が完成しています。残りの84件は継続事業として令和6年度内に完成予定です。



### ○ 基幹管路の耐震化

水道企業団では、災害・事故による断水リスクを軽減するため、老朽化した基幹管路の耐震管率を全国平均以上の55.1%に引き上げることを目標に、令和14年度までに359kmを耐震性のある管路に更新することとしています。令和5年度は、計画を超える6.7kmの基幹管路を耐震性のある管路に更新しました。



▲管路更新（耐震化）工事の様子



## ○ 緊急連絡管の整備

災害・事故などの緊急時に市域を超えて応急給水ができるよう三次市と庄原市間、三次市と安芸高田市間に緊急連絡管を整備しました。

### 三次市－庄原市緊急連絡管

#### 〔場所〕

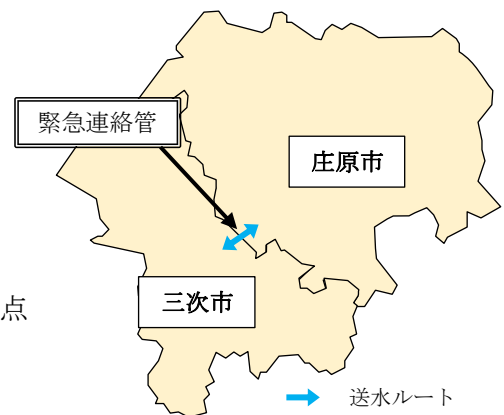
三次市和知町～庄原市平和町

#### 〔全体事業費〕

46 百万円（税込）

#### 〔効果〕

緊急時に三次市と庄原市の市境に給水車の補給拠点の設置が可能となり、応急給水の迅速化が可能



### 三次市－安芸高田市緊急連絡管

#### 〔場所〕

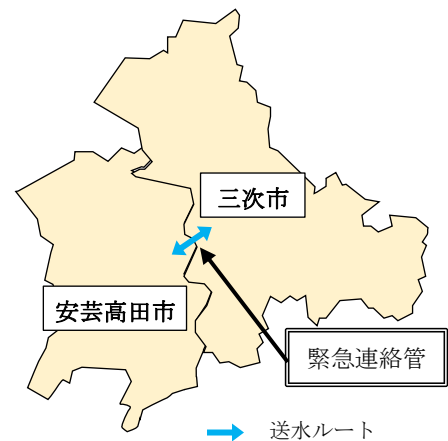
三次市上立川町～安芸高田市甲田町

#### 〔全体事業費〕

51 百万円（税込）

#### 〔効果〕

緊急時に三次市と安芸高田市の市境に給水車の補給拠点の設置が可能となり、応急給水の迅速化が可能



## ○ 宮島海底送水管の整備

世界遺産の厳島神社などがあり国際的な観光地である宮島へ水道水を送水する2本目の海底送水管の整備を令和5年度から進めており、令和6年9月には廿日市市阿品と宮島間で、海底送水管の施工を始めました。令和8年度からの供用開始を目指しています。

この海底送水管の整備により、宮島の断水リスクの軽減を図るとともに、老朽化した宮島内の浄水場を廃止することで、維持管理費や将来の更新費の削減を図ることとしています。



▲海底送水管施工の様子

## ○ その他

令和5年度から管路工事に概算数量工事発注方式（管路DB）<sup>5</sup>を導入し、発注業務の効率化を図ったほか、現在、所属によって異なっている建設工事や測量設計業務の入札・契約制度について、令和8年度の統一に向け、建設事業者の意見を伺いながら準備を進めています。

## (2) 効果的な維持管理の推進

### ○ DX（デジタルトランスフォーメーション）<sup>6</sup>の推進

水道事業は、多くの業務で人に依存しています。今後、経験豊かな職員の大量退職が見込まれる中、事業を安定して継続していくためには、業務の一層の効率化が必要なことから、水道企業団ではDXを推進しています。

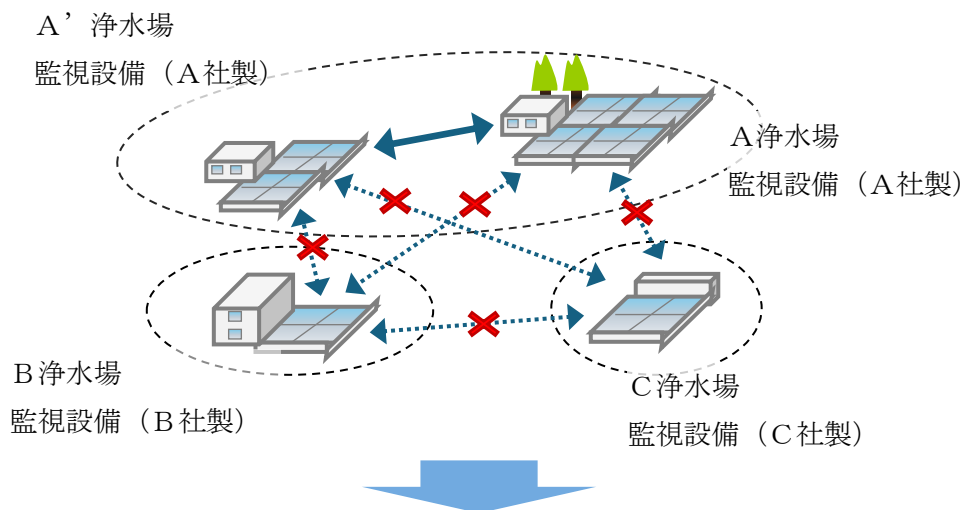
#### 広域運転監視システム

水道企業団では、複数の浄水場の運転監視を一つの監視拠点で行う広域運転監視システムの整備を行っており、水道用水供給事業と工業用水道事業の9浄水場で先行して整備しています。現在、白ヶ瀬浄水場（広島市佐伯区）と三ツ石浄水場（大竹市）の2浄水場で仮稼働しており、残りの7浄水場と併せて、令和7年度の本稼働を目指しています。

#### 〔広域運転監視システムのイメージ〕

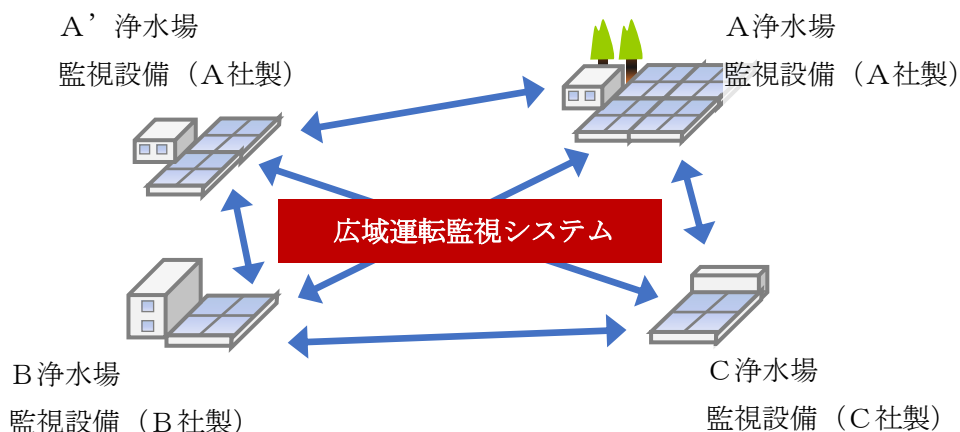
##### ■ 現 状

同じベンダー（メーカー）の監視設備であれば、相互連携は比較的容易だが、異なるベンダーの監視設備間だと相互連携は困難



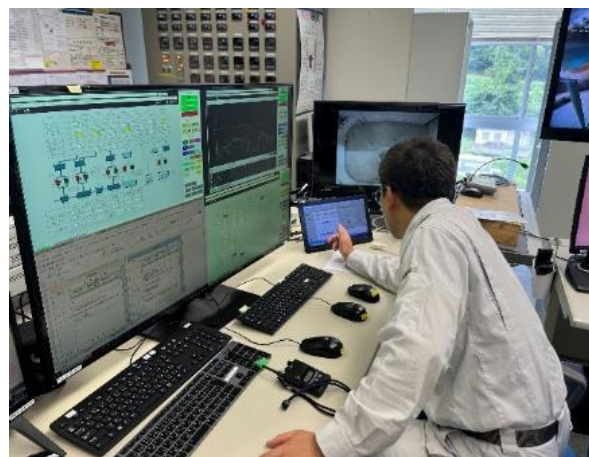
##### ■ 広域運転監視システム導入後

- ・ベンダーに関係なく、各運転監視拠点の監視設備を相互連携
- ・一つの監視拠点から、複数の浄水場の監視が可能となり運転監視業務が効率化



## 薬品注入自動化システム

経験豊かな職員の大量退職を見据え、これまで職員の経験に依存してきた浄水場等の運転を、AIを活用して自動化することで業務の効率化を図ることとしています。現在、浄水場の薬品注入をAIで自動化する薬品注入自動化システムの整備を行っており、水道用水供給事業の白ヶ瀬浄水場（広島市佐伯区）でテストを実施しています。白ヶ瀬浄水場では、令和7年度からの本稼働を目指しています。



▲薬品注入自動化システムのテストの様子（指定管理者による管理）

## ○ その他

水道薬品や水質検査業務など、全事業で共通する物品・委託業務の調達業務を本部に一元化し、コスト縮減を図りました。併せて、現在、所属によって異なっている物品・役務業務の入札・契約制度の統一に向け、関係者の意見を伺いながら準備を進めています。

また、維持管理業務の内容や基準などについても、事務所ごとに異なることから、令和8年度の統一に向け、作業を進めています。



### (3) 危機管理体制の強化

水道施設の事故や災害発生時に迅速な対応ができるよう、施設事故や水質汚染など事案ごとに体制や対応内容を整えるとともに、危機管理訓練の実施や（公社）日本水道協会が主催する防災訓練への参加などを行い、危機管理能力の向上を図っています。

また、給水車や管材などの緊急用資機材を、本部と事務所間で共同利用することも開始しました。



▲危機管理訓練の様子



▲緊急用資機材の保管庫



▲給水車

なお、令和6年1月に発生した能登半島地震では、（公社）日本水道協会からの災害派遣要請を受け、石川県穴水町で介護施設の受水槽へ給水を行うなど、応急給水活動に従事しました。



▲応急給水活動の様子



▲給水車への補給の様子

#### (4) 環境負荷の低減

水道事業や工業用水道事業は、浄水や送配水の過程で、多くの電力や薬品を使用するほか、施設の再編整備などの工事の過程でも、多くの資源やエネルギーを使用しています。

また、工事で発生する建設副産物<sup>7</sup>や、浄水処理の過程で生じる汚泥など多くの廃棄物も排出しており、公益事業者である水道企業団は、環境保全に対する社会的責任を率先して果たすことが求められています。

このため、水道企業団では、浄水場内の電力を自家消費できるよう宮浦浄水場（三原市）に小水力発電を導入したほか、電力を大量に使用する設備を高効率の機器に更新するなど、省エネルギー対策に取り組んでいます。

加えて、本郷浄水場（三原市）や坊土浄水場（尾道市）では、浄水汚泥を加圧脱水や天日乾燥などの処理を行い、乾燥・破砕することで、改良土（建設資材）として再資源化を図っています。



▲小水力発電設備



### 3 組織・管理体制の強化

#### (1) 職員の力を最大限に引き出すための環境づくりの推進

基本理念の実現に向けては、高い意欲と能力を備えた職員の育成が不可欠です。このため、水道企業団では、人材マネジメント施策を体系化した「広島県水道広域連合企業団人材育成方針」を令和6年1月に策定し、現在、この方針に基づき、研修や資格取得に要する経費の一部を助成する資格取得支援、短時間勤務やテレワークなどの働きやすい職場環境づくりなどに取り組んでいます。



▲研修の様子

#### 【資格取得支援状況（令和5年度）】

| 支援件数 | 主な資格名                       |
|------|-----------------------------|
| 20 件 | 技術士、電気主任技術者、日商簿記、土木施工管理技士など |

また、人材育成方針と同時に、職員が一丸となって業務を行えるよう、職員が果たすべき役割や業務を行う上での基本的な考え方をまとめた「水道企業団職員のミッションステートメント」を全職員が参加して、令和6年1月に策定しました。

#### 水道企業団職員のミッションステートメント

##### 【私たちの使命】

私たちの使命は、良質な水を安定的に供給することで、地域の暮らしと仕事を支えていくことです。

##### 【私たちの行動指針】

- 私たちは、迅速丁寧を心掛け、お客様のために行動します。（お客様起点）
- 私たちは、改善を重ね、効率化を追求します。（経営感覚）
- 私たちは、変化やニーズを先取りし、果敢に挑戦します。（挑戦）
- 私たちは、成果にこだわります。（成果志向）
- 私たちは、高い倫理観と安全意識を持って行動します。（社会的責任）

## (2) 広報活動・ブランディングの推進

水道事業は地域独占的事業で、かつ、水道料金による独立採算を原則としており、事業を円滑に運営していくためには、水道利用者の皆様に、水道企業団の経営状況や取組について、その妥当性や必要性を正しく理解していただけるよう広報活動を行っていくことが不可欠です。このため、水道企業団では、令和5年度に広報・広聴体制の整備、ホームページや公式SNS（X）の開設を行ったほか、ブランディングを意識し、青をイメージカラーとした団章や団旗、作業服などを製作しました。



▲水道企業団ホームページ



▲新しく製作した作業服

## (3) その他

組織の一体化に向け、令和5年度は、財務会計システムなどの総務系システムの整備、各事業の資金運用の一元化、目標申告・成果評価制度や事務所長の成果マネジメントシステムの導入などを行いました。

## 第4章 財務

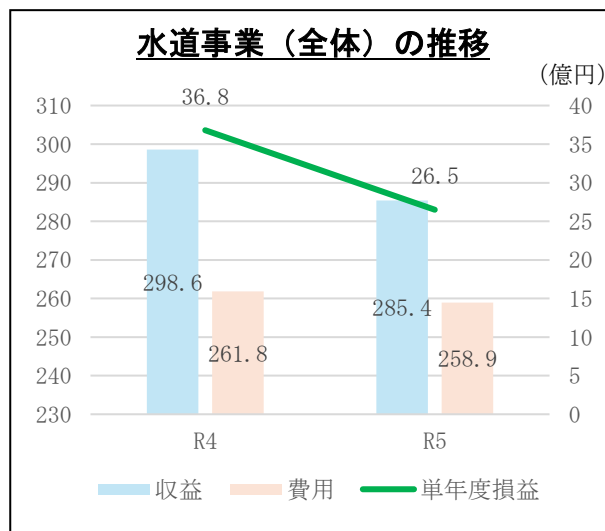
### 1 水道事業

#### (1) 単年度損益

##### ○ 全体

市町水道事業と水道用水供給事業を合計した水道事業全体での令和5年度の単年度損益は26.5億円で、前年度と比べて10.3億円の減少となりました。

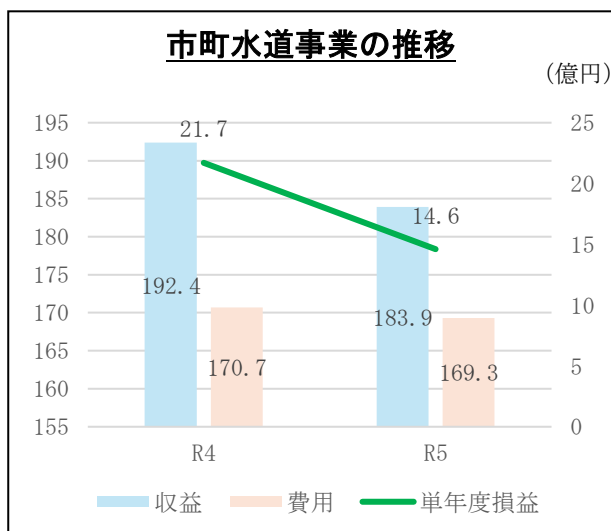
なお、単年度損益の算定に際して、神石高原町簡易水道事業は、令和5年度から地方公営企業法の適用となり、令和4年度との比較数値が無いことから、神石高原町簡易水道事業を除いた数値で比較しています。



##### ○ 市町水道事業

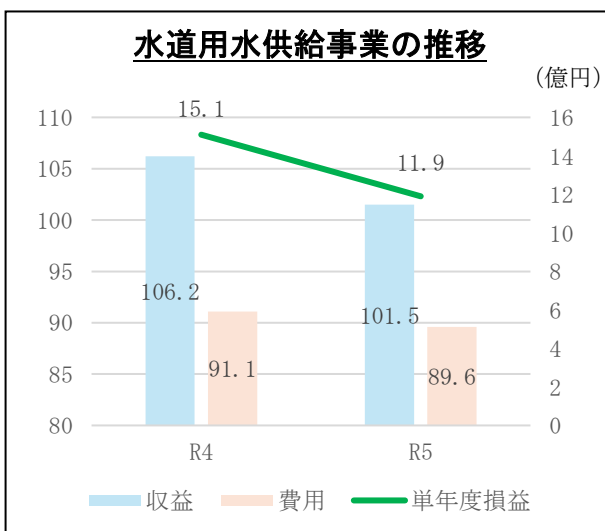
令和5年度の単年度損益は14.6億円で、水道料金改定などに伴い給水収益が増加した一方で、減価償却費が増加したことなどにより、前年度と比較して7億円の減少となりました。

なお、神石高原町簡易水道事業を含んだ場合の単年度損益は、14.9億円となります。



##### ○ 水道用水供給事業

令和5年度の単年度損益は11.9億円で、ダム負担金の減少に伴い維持管理費が減少した一方で、料金改定に伴う給水収益の減少により、前年度と比較して3.2億円の減少となりました。



※表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため、差引等と一致しない場合があります。

## (2) 主な経営指標

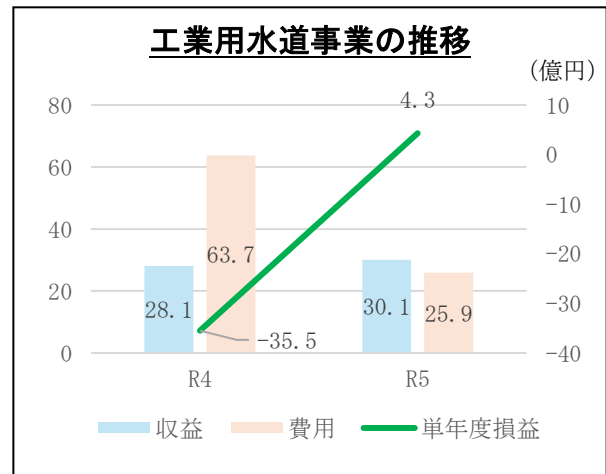
水道企業団では、健全な財政運営と持続可能な事業運営を確保するため、以下の指標を用いて継続的に評価を行い、翌年度以降の予算編成や事業計画などに反映しています。

| 指標                           | 内容（目標）                             | R 4 年度 | R 5 年度 |        |
|------------------------------|------------------------------------|--------|--------|--------|
|                              |                                    |        | 市町水道   | 用水供給   |
| 資金残高対給水収益比率<br>(現金・預金÷給水収益)  | 収入に対する資金の余力を示す指標<br>(33%以上の確保)     | 181.9% | 178.1% |        |
|                              |                                    |        | 132.7% | 247.8% |
| 企業債残高対給水収益比率<br>(企業債残高÷給水収益) | 収入に対する企業債残高の水準を示す指標<br>(概ね 300%以内) | 253.3% | 244.5% |        |
|                              |                                    |        | 315.3% | 243.3% |

## 2 工業用水道事業

### (1) 単年度損益

令和 5 年度の単年度損益は 4.3 億円で、太田川東部工業用水道事業の料金改定に加え、日本製鉄株の利用廃止に伴う協力金の受入れにより収益が増加したこと、令和 4 年度に行った減損処理により減価償却費が減少したことなどにより、前年度に比べて 39.8 億円の増加となりました。



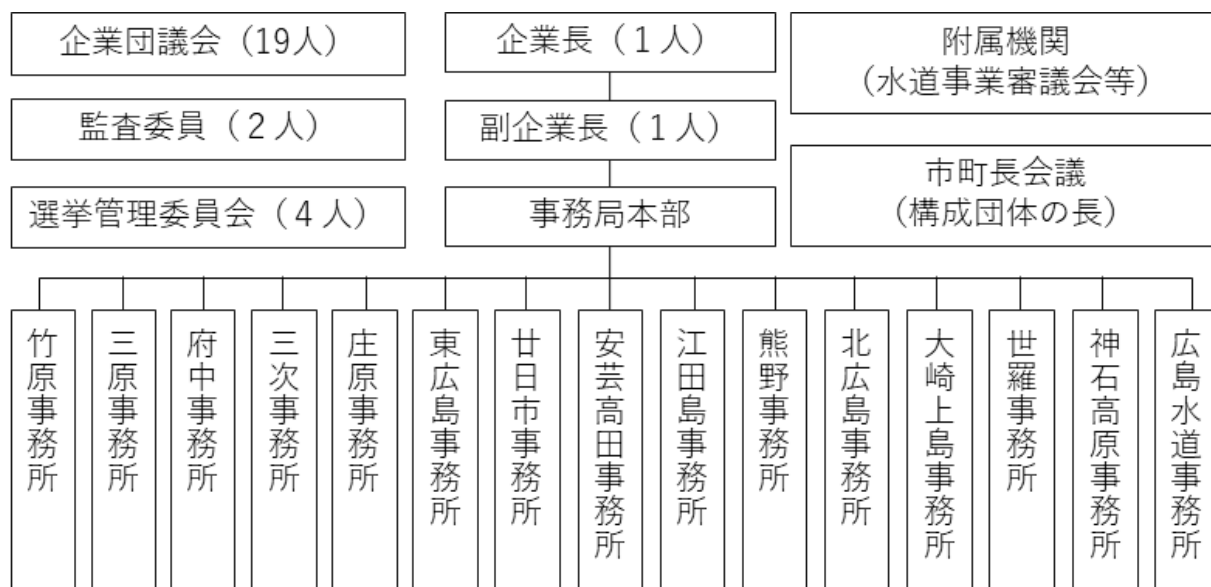
### (2) 主な経営指標

| 指標           | R 4 年度 | R 5 年度 |
|--------------|--------|--------|
| 資金残高対給水収益比率  | 182.7% | 215.5% |
| 企業債残高対給水収益比率 | 488.3% | 467.2% |

※表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため、差引等と一致しない場合があります。

## 第5章 組織・ガバナンス

### 1 組織



### 2 議会

構成団体の長及び議員の中から選出された19人の議員で構成しています。

#### (1) 議長・副議長

##### ア 議長

令和5年 1月31日～令和5年4月29日 安井 裕典 議員（広島県選出）  
令和5年10月23日～ 安井 裕典 議員（広島県選出）

##### イ 副議長

令和5年 1月31日～令和5年4月26日 岡田 育三 議員（東広島市選出）  
令和5年10月23日～令和6年1月29日 奥谷 求 議員（東広島市選出）  
令和6年 1月29日～ 山口 三成 議員（廿日市市選出）

#### (2) 定例会

##### ア 令和5年10月定例会（開催日：令和5年10月23日）

| 企業長提出議案 |                                     |    |
|---------|-------------------------------------|----|
| 第43号議案  | 令和5年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第2号）    | 可決 |
| 第44号議案  | 令和5年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第2号） | 可決 |
| 第45号議案  | 広島県水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について   | 可決 |



イ 令和6年1月定例会（開催日：令和6年1月29日）

| 企業長提出議案 |                                                                                |    |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|----|
| 第1号議案   | 令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算                                                      | 可決 |
| 第2号議案   | 令和6年度広島県水道後期連合企業団工業用水道事業会計予算                                                   | 可決 |
| 第3号議案   | 令和5年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第3号）                                               | 可決 |
| 第4号議案   | 令和5年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第3号）                                            | 可決 |
| 第5号議案   | 広島県水道広域連合企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例                                             | 可決 |
| 第6号議案   | 広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例                                                | 可決 |
| 第7号議案   | 広島県水道広域連合企業団職員の退職管理に関する条例                                                      | 可決 |
| 第8号議案   | 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例                                          | 可決 |
| 第9号議案   | 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例及び広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 可決 |
| 第10号議案  | 広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例                               | 可決 |

ウ 全員協議会

広島県水道広域連合企業団議会会議規則第83条の規定に基づき設置した全員協議会を次のとおり開催しました。

| 開催日        | 主な議題               |
|------------|--------------------|
| 令和5年10月11日 | ・令和5年10月定例会議案について  |
| 令和5年10月23日 | ・令和5年10月定例会の進行について |
| 令和6年1月17日  | ・令和6年1月定例会議案について   |
| 令和6年1月29日  | ・令和6年1月定例会の進行について  |

3 企業長・副企業長

(1) 企業長（任期：令和4年12月1日～）

湯崎 英彦（広島県知事）

(2) 副企業長（任期：令和5年4月1日～）

伊達 英一

## 4 監査委員

### (1) 委員（任期：令和5年4月1日～令和9年3月31日）

監査委員：天野 清彦（代表監査委員）

監査委員：長谷川 裕一

### (2) 執務状況

水道企業団が業務を開始することに合わせて、令和5年5月11日に監査委員会議を開催し、監査の基本方針である監査基準や令和5年度監査計画を決定し、例月出納検査の実施方法や監査委員会議の開催日などを定めました。

天野委員を代表監査委員に選任し、監査委員事務局の業務規程などを制定しました。

### (3) 例月出納検査

地方自治法235条の2第1項の規定に基づき、現金の出納、保管について、企業出納員から提出された検査調書により、総括月次試算表や資金予算運用表の計数確認及び現金、預金の残高確認並びに証拠書類の閲覧や出納職員からのヒアリングにより調査を行い、毎月その結果を、議長及び企業長に報告するとともに、公報に掲載して公表しました。（指摘事項及び意見なし）

### (4) 定例監査

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、令和6年2月26日に本部定例監査を実施し、その結果を、議長及び企業長に報告するとともに、公報に掲載して公表しました。（指摘事項及び意見なし）

### (5) 監査委員会議等開催状況

| 開催日        | 会議等の内容        | 主な議題等                                                                           |
|------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年5月11日  | 監査委員会議        | ・ 監査基準<br>・ 令和5年度監査計画<br>・ 代表監査委員の選任 など                                         |
| 令和5年6月26日  | 例月出納検査、監査委員会議 |                                                                                 |
| 令和5年7月25日  | 例月出納検査、監査委員会議 |                                                                                 |
| 令和5年8月25日  | 例月出納検査、監査委員会議 |                                                                                 |
| 令和5年9月25日  | 例月出納検査、監査委員会議 |                                                                                 |
| 令和5年10月25日 | 例月出納検査、監査委員会議 |                                                                                 |
| 令和5年11月27日 | 例月出納検査、監査委員会議 | ・ 本部定例監査の実施計画                                                                   |
| 令和5年12月25日 | 例月出納検査、監査委員会議 |                                                                                 |
| 令和6年1月25日  | 例月出納検査、監査委員会議 | ・ 議長から意見聴取があった「広島県水道広域連合企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」（案）について、監査委員の意見として適当と認めて回答した。 |
| 令和6年2月26日  | 例月出納検査、監査委員会議 | ・ 令和5年度本部定例監査の執行                                                                |
| 令和6年3月25日  | 例月出納検査、監査委員会議 | ・ 令和6年度監査計画<br>・ 令和6年度監査委員会議等の日程                                                |

## 5 選挙管理委員会

選挙管理委員は、構成団体の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者のうちから、水道企業団議会の選挙により選出します。

### (1) 委員（任期：令和5年3月24日～令和9年3月23日）

委員長：田邊 誠

委員長職務代理者：仁井本 義治

委員：上本 幸雄

委員：清川 浩三

### (2) 選挙管理委員会開催状況

| 開催日       | 会議に付した案件、主な議題等                                                                                                                                                   |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年6月13日 | <ul style="list-style-type: none"><li>・広島県水道広域連合企業団選挙管理委員会規程及び広島県水道広域連合企業団選挙管理委員会事務局規程の制定について</li><li>・委員長及び委員長職務代理者の選出について</li><li>・委員の異動に係る告示について など</li></ul> |

## 6 市町長会議

水道企業団の事業運営に関わる特に重要な事項を協議するため、構成団体 14 市町の首長会議を開催しました。

| 開催日        | 主な議題                                                                                   |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年11月22日 | <ul style="list-style-type: none"><li>・主要事業の進捗状況について</li><li>・令和6年度の取組方針について</li></ul> |



▲市町長会議の様子

## ■ 参考資料

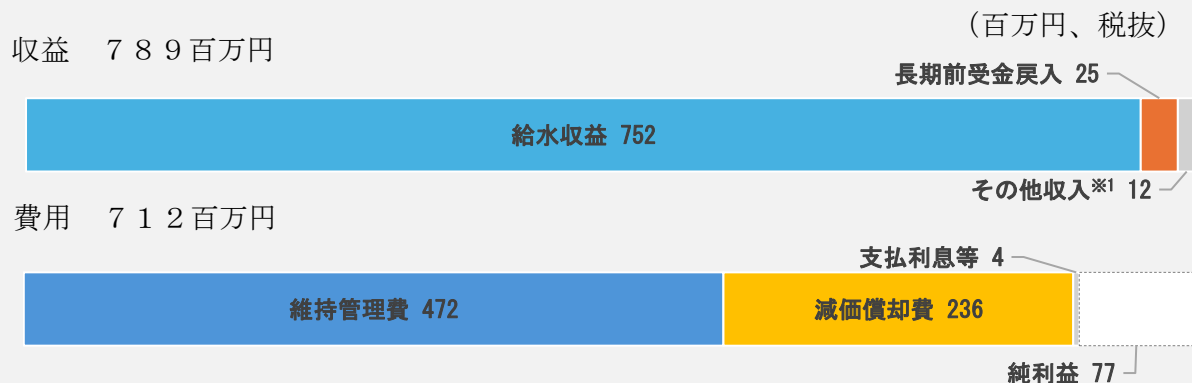
### 1 財政収支

水道企業団は、予算及び決算の双方を重視する「公営企業会計」により経理を行い、「収益的収支」と「資本的収支」の両面から財政を運営しています。

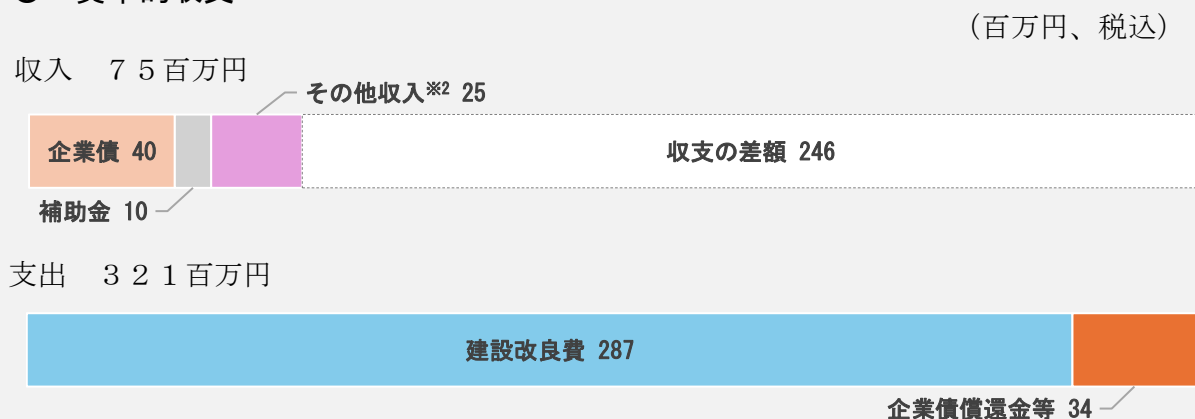
|       |                                                                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収益的収支 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一事業年度における企業の営業活動に伴い発生する収入（収益）と支出（費用）をいいます。</li> <li>収入（収益）と支出（費用）の差額により経営成績を表します。</li> </ul> |
| 資本的収支 | <ul style="list-style-type: none"> <li>将来の営業活動を行うための諸施設の建設・更新をするための費用、企業債の元金償還などの支出と、その財源となる収入をいいます。</li> </ul>                     |

### ■ 竹原市水道事業

#### ○ 収益的収支



#### ○ 資本的収支

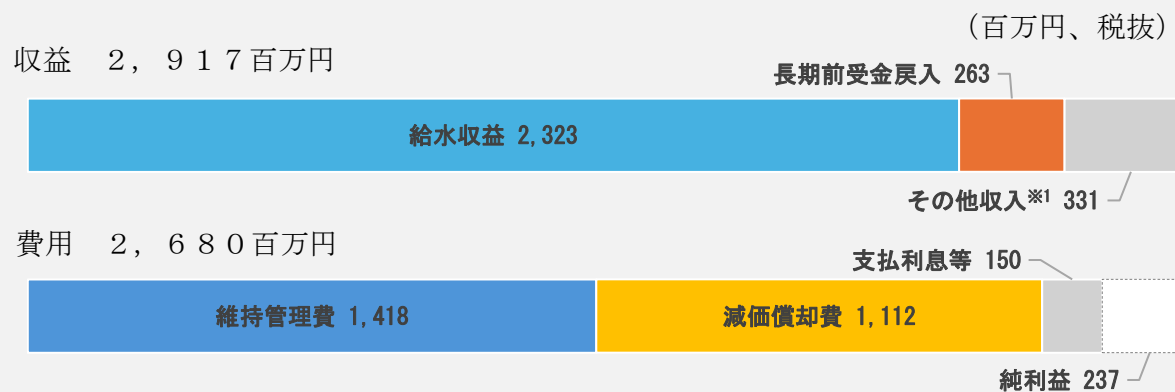


※1・・・収益的収支における「その他収入」には、手数料や加入分担金などが含まれています。

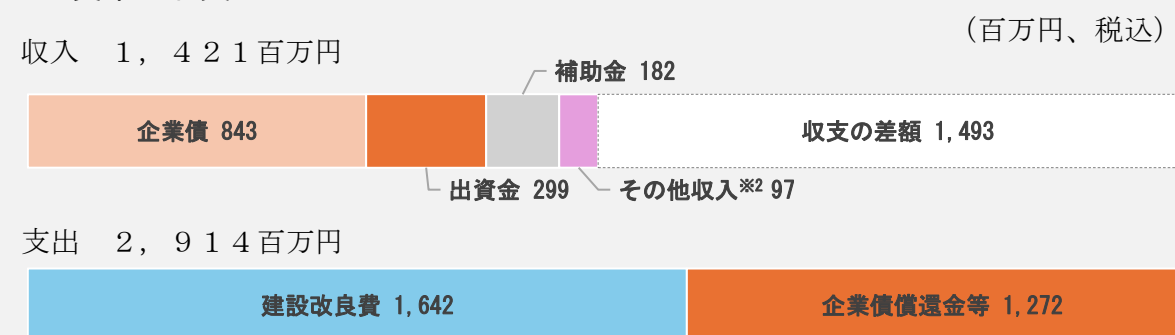
※2・・・資本的収支における「その他収入」には、負担金や構成団体からの繰入金などが含まれています。

## ■ 三原市水道事業

### ○ 収益的収支

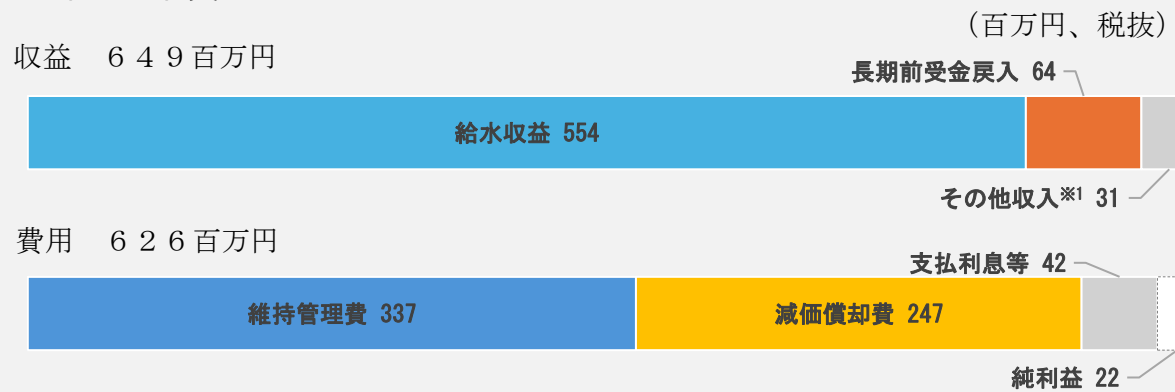


### ○ 資本的収支

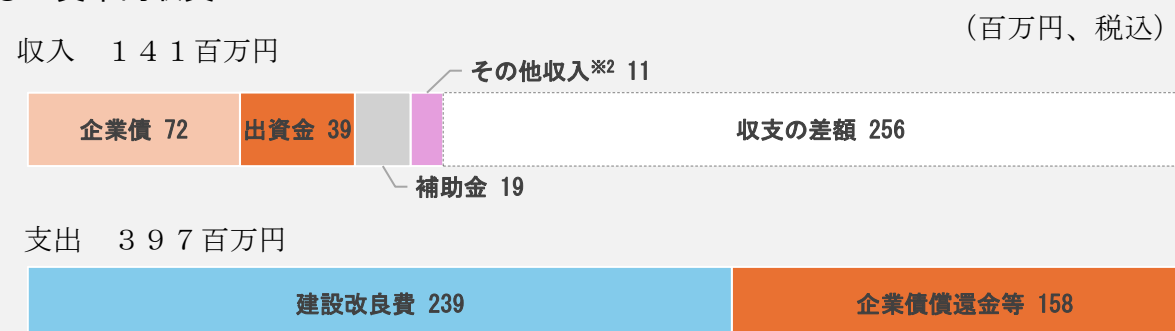


## ■ 府中市水道事業

### ○ 収益的収支



### ○ 資本的収支





## ■ 三次市水道事業

### ○ 収益的収支

(百万円、税抜)

収益 1, 7 4 8 百万円



費用 1, 7 0 5 百万円



### ○ 資本的収支

(百万円、税込)

収入 6 3 7 百万円



支出 1, 3 7 7 百万円



## ■ 庄原市水道事業

### ○ 収益的収支

(百万円、税抜)

収益 1, 0 4 1 百万円



費用 9 9 1 百万円



### ○ 資本的収支

(百万円、税込)

収入 4 0 6 百万円

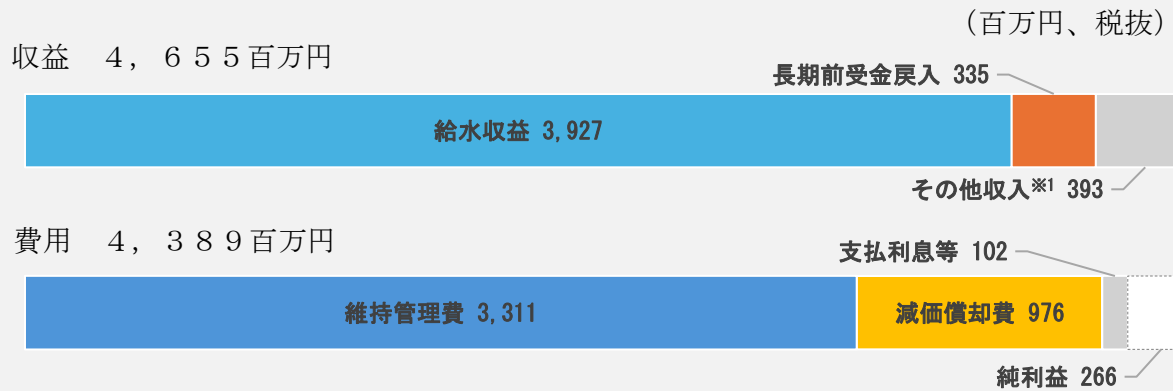


支出 9 4 5 百万円



## ■ 東広島市水道事業

### ○ 収益的収支

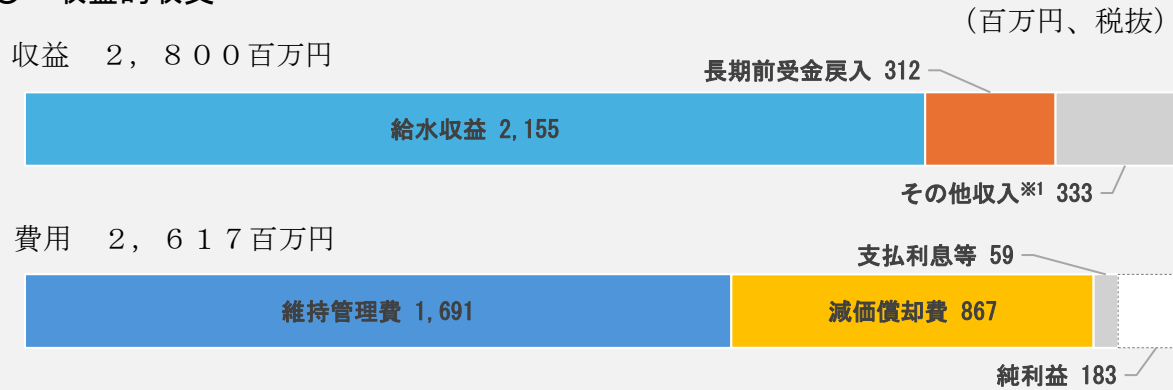


### ○ 資本的収支

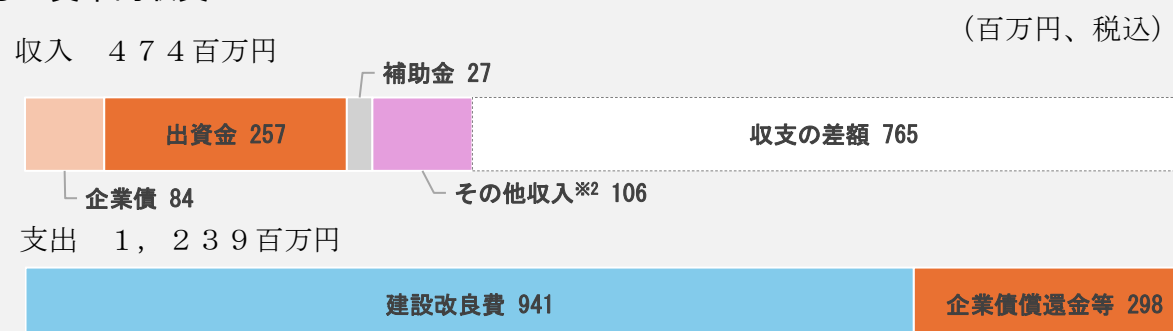


## ■ 廿日市市水道事業

### ○ 収益的収支



### ○ 資本的収支



## ■ 安芸高田市水道事業

### ○ 収益的収支

(百万円、税抜)

収益 953百万円



費用 891百万円



### ○ 資本的収支

(百万円、税込)

収入 181百万円



支出 530百万円



## ■ 江田島市水道事業

### ○ 収益的収支

(百万円、税抜)

収益 947百万円



費用 649百万円



### ○ 資本的収支

(百万円、税込)

収入 360百万円



支出 728百万円

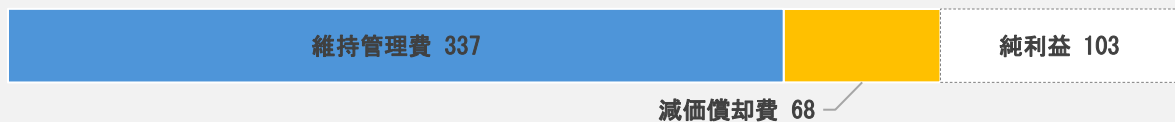


## 熊野町水道事業

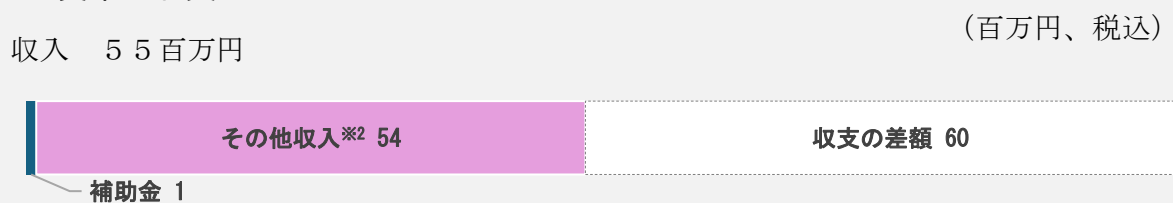
### 収益的収支



費用 405 百万円



### 資本的収支



支出 115 百万円



## 北広島町水道事業

### 収益的収支



費用 441 百万円



### 資本的収支

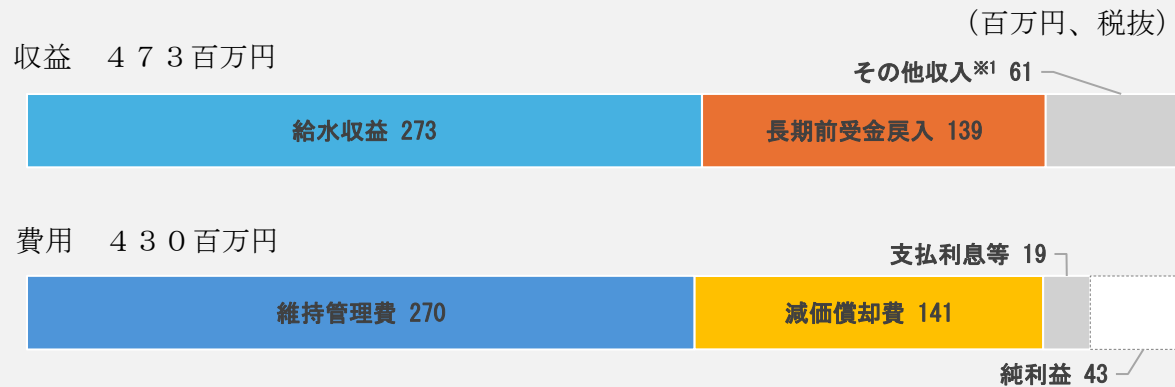


支出 263 百万円

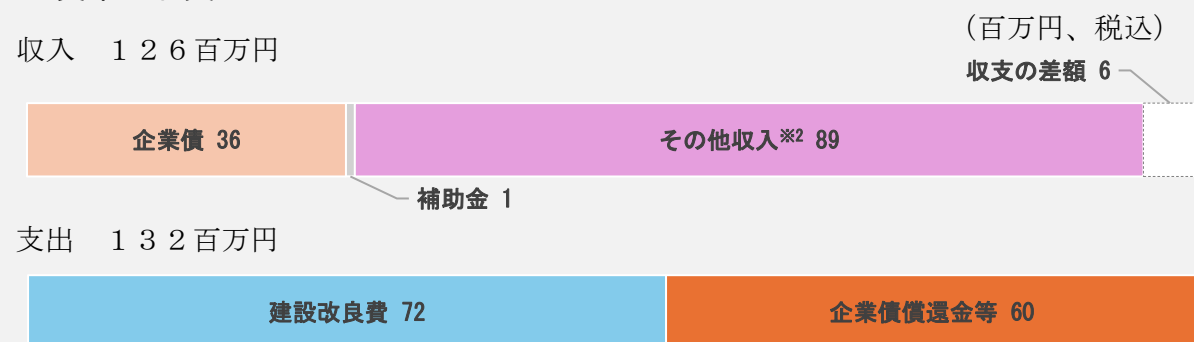


## ■ 大崎上島町水道事業

### ○ 収益的収支

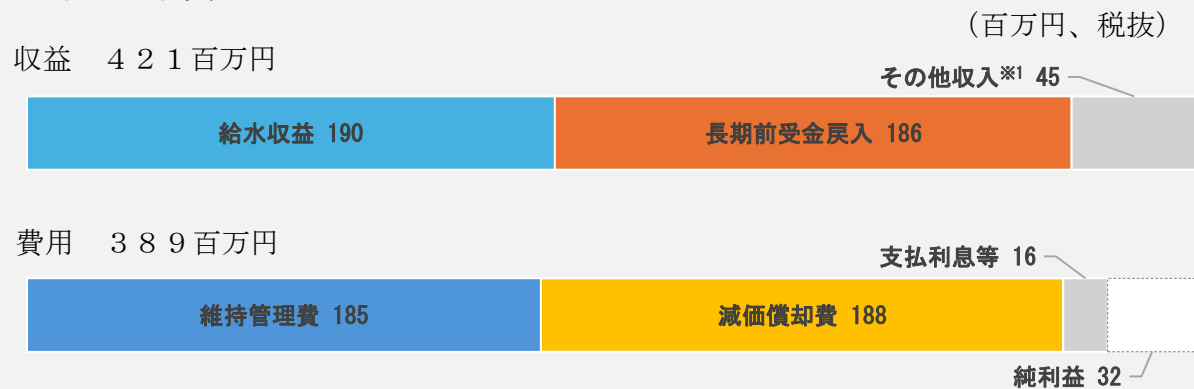


### ○ 資本的収支

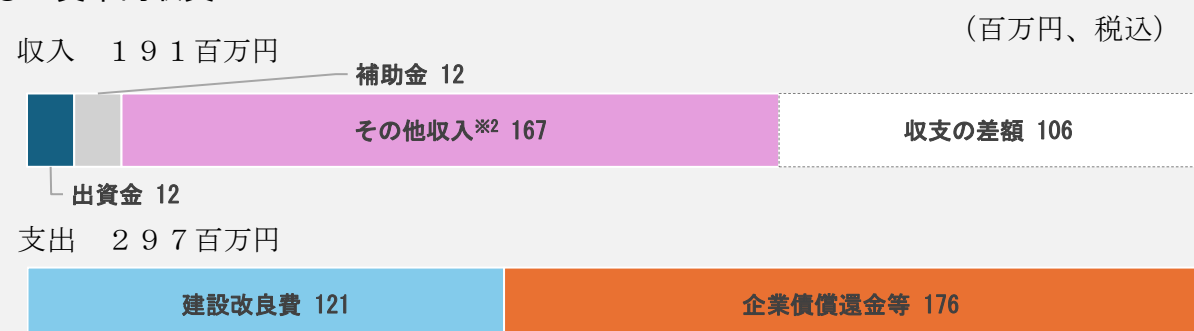


## ■ 世羅町水道事業

### ○ 収益的収支



### ○ 資本的収支



## ■ 神石高原町簡易水道事業

### ○ 収益的収支

(百万円、税抜)

収益 291百万円



費用 256百万円



### ○ 資本的収支

(百万円、税込)

収入 204百万円



支出 226百万円

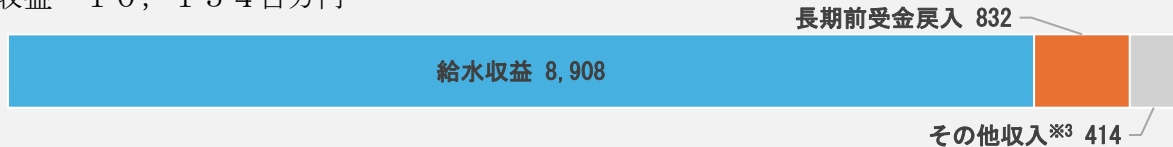


## ■ 水道用水供給事業

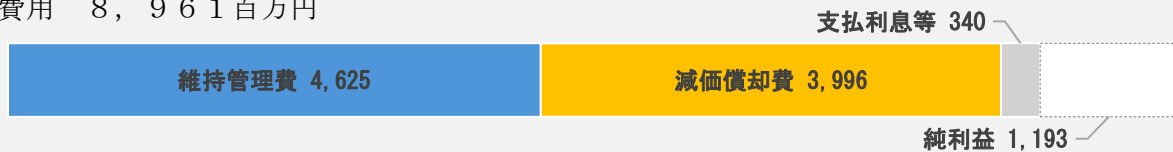
### ○ 収益的収支

(百万円、税抜)

収益 10,154百万円



費用 8,961百万円



### ○ 資本的収支

(百万円、税込)

収入 1,583百万円



支出 7,088百万円



※3・・・収益的収支における「その他収入」には、負担金や雑収益などが含まれています。

※4・・・資本的収支における「その他収入」には、受託金などが含まれています。

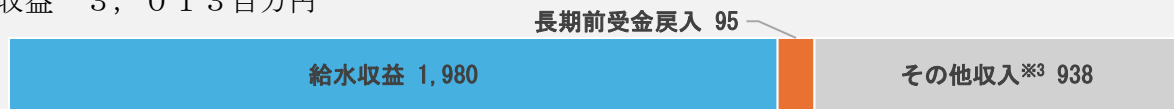


■ 工業用水道事業

○ 収益的収支

(百万円、税抜)

収益 3, 0 1 3 百万円



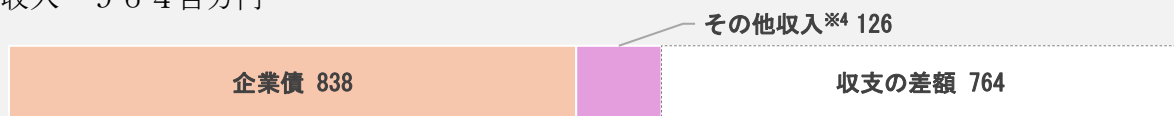
費用 2, 5 8 8 百万円



○ 資本的収支

(百万円、税込)

収入 9 6 4 百万円



支出 1, 7 2 8 百万円



## 2 経営評価

|      |                  |                                                                                                                                                        |       |       |
|------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 解説   | 経常収支比率 (%)       | ○算出式<br>$\text{経常収益} / \text{経常費用} \times 100$<br>○意味・考え方<br>給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要 |       |       |
|      | 企業債残高対給水収益比率 (%) | ○算出式<br>$\text{企業債現在高合計} / \text{給水収益} \times 100$<br>○意味・考え方<br>給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標<br>明確な数値基準はなく、経年比較や類似団体比較等により適正な数値となっているか分析することが必要  |       |       |
|      | 料金回収率 (%)        | ○算出式<br>$\text{供給単価} / \text{給水原価} \times 100$<br>○意味・考え方<br>給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標                                                             |       |       |
|      |                  | R 3                                                                                                                                                    | R 4   | R 5   |
| 竹原市  | 経常収支比率 (%)       | 123.9                                                                                                                                                  | 110.5 | 110.8 |
|      | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 31.3                                                                                                                                                   | 30.6  | 32.2  |
|      | 料金回収率 (%)        | 123.0                                                                                                                                                  | 109.2 | 109.5 |
| 三原市  | 経常収支比率 (%)       | 118.1                                                                                                                                                  | 110.6 | 108.8 |
|      | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 511.3                                                                                                                                                  | 497.1 | 481.5 |
|      | 料金回収率 (%)        | 104.8                                                                                                                                                  | 97.3  | 96.1  |
| 府中市  | 経常収支比率 (%)       | 110.0                                                                                                                                                  | 105.6 | 103.6 |
|      | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 431.7                                                                                                                                                  | 438.8 | 434.5 |
|      | 料金回収率 (%)        | 106.8                                                                                                                                                  | 100.9 | 98.6  |
| 三次市  | 経常収支比率 (%)       | 100.4                                                                                                                                                  | 98.8  | 102.5 |
|      | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 989.0                                                                                                                                                  | 933.8 | 845.9 |
|      | 料金回収率 (%)        | 74.2                                                                                                                                                   | 72.6  | 80.3  |
| 庄原市  | 経常収支比率 (%)       | 105.9                                                                                                                                                  | 103.2 | 105.1 |
|      | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 580.6                                                                                                                                                  | 566.4 | 535.6 |
|      | 料金回収率 (%)        | 82.3                                                                                                                                                   | 81.3  | 82.1  |
| 東広島市 | 経常収支比率 (%)       | 111.8                                                                                                                                                  | 107.0 | 103.7 |
|      | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 86.9                                                                                                                                                   | 90.9  | 93.1  |
|      | 料金回収率 (%)        | 103.9                                                                                                                                                  | 99.6  | 97.0  |

|         |                  | R 3    | R 4    | R 5    |
|---------|------------------|--------|--------|--------|
| 廿日市市    | 經常収支比率 (%)       | 103. 2 | 101. 6 | 107. 0 |
|         | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 235. 2 | 231. 9 | 221. 1 |
|         | 料金回収率 (%)        | 88. 6  | 87. 3  | 93. 5  |
| 安芸高田市   | 經常収支比率 (%)       | 105. 7 | 102. 0 | 107. 0 |
|         | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 864. 3 | 845. 6 | 798. 5 |
|         | 料金回収率 (%)        | 60. 9  | 61. 1  | 58. 5  |
| 江田島市    | 經常収支比率 (%)       | 110. 9 | 122. 4 | 119. 8 |
|         | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 173. 6 | 193. 7 | 197. 1 |
|         | 料金回収率 (%)        | 105. 6 | 111. 3 | 116. 5 |
| 熊野町     | 經常収支比率 (%)       | 113. 5 | 115. 8 | 120. 6 |
|         | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 0      | 0      | 0      |
|         | 料金回収率 (%)        | 110. 2 | 106. 6 | 116. 8 |
| 北広島町    | 經常収支比率 (%)       | 124. 1 | 119. 3 | 110. 2 |
|         | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 654. 8 | 615. 8 | 534. 4 |
|         | 料金回収率 (%)        | 64. 4  | 61. 0  | 62. 8  |
| 大崎上島町   | 經常収支比率 (%)       | 98. 8  | 102. 9 | 107. 9 |
|         | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 356. 9 | 322. 3 | 319. 4 |
|         | 料金回収率 (%)        | 83. 4  | 85. 8  | 93. 8  |
| 世羅町     | 經常収支比率 (%)       | 91. 4  | 111. 8 | 108. 3 |
|         | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 687. 9 | 606. 7 | 530. 5 |
|         | 料金回収率 (%)        | 65. 8  | 94. 2  | 93. 8  |
| 神石高原町   | 經常収支比率 (%)       | 77. 3  | 72. 0  | 116. 9 |
|         | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 761. 8 | 770. 4 | 788. 9 |
|         | 料金回収率 (%)        | 64. 7  | 64. 2  | 84. 3  |
| 水道用水供事業 | 經常収支比率 (%)       | 126. 6 | 116. 8 | 113. 3 |
|         | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 169. 0 | 149. 9 | 135. 5 |
|         | 料金回収率 (%)        | 125. 2 | 112. 9 | 109. 6 |
| 工業用水道事業 | 經常収支比率 (%)       | 111. 7 | 99. 4  | 116. 4 |
|         | 企業債残高対給水収益比率 (%) | 449. 9 | 488. 3 | 467. 2 |
|         | 料金回収率 (%)        | 86. 1  | 70. 4  | 107. 7 |

### 3 市町水道事業の概況

(括弧内は前年度比(％))

|             | 給水人口<br>(人)       | 年間総給水量<br>(千m <sup>3</sup> ) | 有収水量<br>(千m <sup>3</sup> ) | 有収率<br>(％)     | 自己水の割合<br>(％) |
|-------------|-------------------|------------------------------|----------------------------|----------------|---------------|
| 竹原市水道事業     | 22,788<br>(▲2.0)  | 5,022<br>(▲0.4)              | 4,249<br>(▲2.7)            | 84.6<br>(▲2.0) | 78.1          |
| 三原市水道事業     | 79,032<br>(▲1.2)  | 10,263<br>(▲0.4)             | 8,976<br>(▲1.0)            | 87.5<br>(▲0.5) | 80.8          |
| 府中市水道事業     | 27,852<br>(▲1.2)  | 2,893<br>(▲0.7)              | 2,370<br>(▲2.5)            | 81.9<br>(▲1.5) | 100.0         |
| 三次市水道事業     | 42,108<br>(▲2.5)  | 5,852<br>(▲1.0)              | 4,601<br>(▲0.4)            | 78.6<br>(0.5)  | 100.0         |
| 庄原市水道事業     | 24,630<br>(▲1.5)  | 3,099<br>(▲1.4)              | 2,604<br>(▲2.1)            | 84.0<br>(▲0.6) | 100.0         |
| 東広島市水道事業    | 170,780<br>(0.8)  | 18,473<br>(▲0.5)             | 16,982<br>(0.1)            | 91.9<br>(0.5)  | 4.0           |
| 廿日市市水道事業    | 111,064<br>(0.0)  | 13,306<br>(▲1.4)             | 12,173<br>(0.2)            | 91.5<br>(1.4)  | 21.2          |
| 安芸高田市水道事業   | 20,121<br>(▲1.9)  | 2,539<br>(▲5.5)              | 2,065<br>(▲1.1)            | 81.3<br>(3.6)  | 100.0         |
| 江田島市水道事業    | 20,267<br>(▲1.9)  | 2,579<br>(0.7)               | 2,365<br>(2.6)             | 91.7<br>(1.7)  | 80.5          |
| 熊野町水道事業     | 21,436<br>(▲0.1)  | 1,948<br>(0.1)               | 1,809<br>(0.7)             | 92.9<br>(0.5)  | 0.0           |
| 北広島町水道事業    | 8,636<br>(1.9)    | 1,662<br>(0.5)               | 1,223<br>(▲1.4)            | 73.6<br>(▲1.4) | 100.0         |
| 大崎上島町水道事業   | 6,714<br>(▲1.8)   | 1,201<br>(▲1.4)              | 1,154<br>(▲5.0)            | 96.1<br>(▲3.7) | 0.0           |
| 世羅町水道事業     | 8,876<br>(0.9)    | 982<br>(▲1.1)                | 912<br>(▲2.5)              | 92.9<br>(▲1.3) | 100.0         |
| 神石高原町簡易水道事業 | 3,921<br>(0.7)    | 466<br>(0.6)                 | 418<br>(0.7)               | 89.7<br>(0.1)  | 100.0         |
| 市町水道事業計     | 568,225<br>(▲0.4) | 70,285<br>(▲0.8)             | 61,901<br>(▲0.6)           | —              | —             |

※令和6年3月31日現在

## 4 用語解説

- 1 (7 ページ) **スマートメーター**：水道使用量を自動で計測し、データ送信ができる水道メーターのこと。
- 2 (7 ページ) **指定給水装置工事事業者**：水道法第 16 条の 2 第 1 項に基づき、給水装置（配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する蛇口などの給水用具）の工事を適切に行うことができる者として、水道企業団が指定した事業者のこと。
- 3 (8 ページ) **有機フッ素化合物（PFAS）**：炭素とフッ素の結合を持つ化合物の総称のこと。PFAS は、消火剤、コーティング剤、撥水加工剤など、さまざまな製品に使用されているが、分解しにくく蓄積しやすい性質から、環境や人体への影響が懸念されている。特に PFAS の一種である PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、広範囲にわたる環境や人体への影響が問題視されており、水道では、PFOS と PFOA について、暫定の管理目標値として 50ng/L 以下が設定されている。
- 4 (9 ページ) **基幹管路**：導水管、送水管及び配水本管（口径 250 mm 以上又は口径 250 mm 未満であっても、幹線の役割を持つ配水管）のこと。
- 5 (10 ページ) **概算数量工事発注方式（管路 DB）**：詳細設計と工事を一括して工事事業者に発注する契約方式のこと。発注者や工事事業者にとっては、発注や設計変更の手続きなどが簡素化され、工事の円滑な進行が期待できる。
- 6 (11 ページ) **DX（デジタルトランスフォーメーション）**：デジタル技術の活用により、社会や暮らしが、より良い方向になるよう変革していく取組のこと。
- 7 (14 ページ) **建設副産物**：建設工事に伴い副次的に得られる物品を総称したもの。（再生資源や廃棄物を含む。）

## 令和5年度活動報告書

---

令和7年3月

広島県水道広域連合企業団企画課

〒730-0011 広島市中区基町 10 番 52 号(広島県庁南館)  
TEL 050-3785-2810